

## ■四ッ谷のげんばから■

### 「猫のエサ代で年金を使い果たしてしまおう方がいるのですが…」

地域包括支援センターからこんなお電話が。詳しくお聞きすると…

- ・ ご本人は高齢の男性。お一人暮らし。
- ・ 年金受給中だが、ほとんど野良猫にあげるエサ代に使ってしまう。
- ・ 身寄りがなく、近所の方がいつも心配していて、ときにはお金を渡すことも…
- ・ あまりに心配なので、地域包括支援センターに連絡が来た。
- ・ センター職員がご自宅を訪問してみたところ、たしかに食事や医療、介護など、本来必要なものに年金が使われていない様子。ちなみに、ご本人曰く、「コロケ食べてるから大丈夫。」とのこと…



このような場合、**成年後見制度**を利用するなどして、弁護士等の専門家によってご本人の家計を適切にやりくりするお手伝いができるかもしれません。

そうすれば、ご本人も、栄養のある食事をとれたり、必要な医療、介護などのサービスを受けられるかも（もちろん猫ちゃんと触れ合うというご本人の楽しみも尊重しつつ…）。

ということで、まずはご本人が**法律相談を受けられるよう窓口をご案内**するとともに、もし**出張相談が必要ならまたお電話**を頂くことになりました。

※ このお話は実例を参考にしたフィクションです。



## ■ホットラインご利用のご案内■

当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に<sup>1</sup>電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのご事<sup>2</sup>がございましたら、ぜひご利用ください（個人名等をお話いただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問合せ先電話番号 **0503383-0202**
- よくあるお問合わせ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html> をご参照ください。

<sup>2</sup> 最終的にはご本人(被支援者様)のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

<sup>3</sup> ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。